

— 豊岡市災害時要援護者地域支援マニュアル 改訂版 —



2006年7月 制定
2023年3月 第6次改訂
2024年3月 第7次改訂
2025年3月 第8次改訂

大きな災害が発生した場合、公的支援には限界があり、自助を基本としつつも共助による対応が大変重要となります。特に、災害時要援護者にとっては共助による支援が欠かせません。

豊岡市では2017年12月に「災害時要援護者名簿に関する条例」を制定しており、このマニュアルを参考に、隣近所の住民が互いに助け合う共助の精神で、地域の実情に合った災害時要援護者支援の取組みを進めていただきますようお願いいたします。

目 次

1	災害時要援護者名簿の概要	1
2	地域での具体的な取組み	
	(1) 災害時における避難支援体制構築のための取組み	3
	(2) 平常時における地域及びご近所での見守り体制促進のための取組み	5
3	個人情報保護への配慮	7
4	災害時要援護者名簿の更新	7
5	その他	
	(1) とよおか防災ネット（防災情報メール）への登録について	8
	(2) 緊急速報メールによる災害情報等の発信について	9
	(3) 聴覚障害者の方への防災情報 FAX サービスについて	10
6	資 料	
	・豊岡市災害時要援護者名簿に関する条例	11
	・災害時要援護者登録制度に関するQ&A	14
	・地域における「避難行動要援護者個別支援計画」作成手順	18
	・ぜひ登録してください！『とよおか防災ネット』他	20

1 災害時要援護者名簿の概要

◆ 災害時要援護者

災害時等に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する災害時要援護者について、本市では、身体等の状態及び世帯の状況に応じ、「A避難行動要援護者」と「B情報伝達等要援護者」に区分しています。

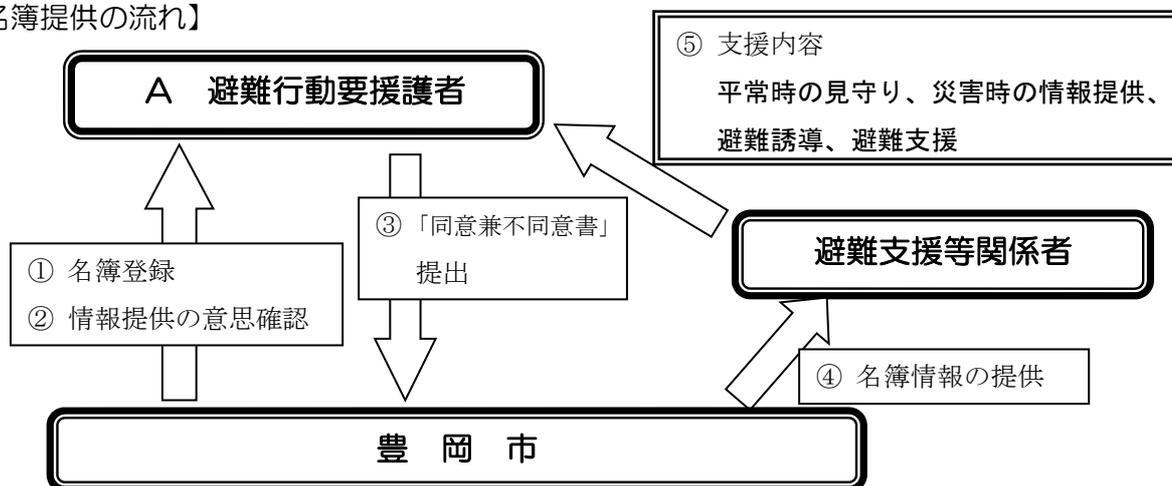


A 避難行動要援護者

高齢者等のみの世帯又は単身の世帯に属する方で、次の(1)～(5)のいずれかに該当する方

- (1) 要介護3～5の方
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級の方
- (3) 療育手帳A判定の方
- (4) 精神保健福祉手帳1級の方
- (5) 災害時等の避難行動に特別な配慮や支援を必要とする方のうち、支援を要するとして申出のあった方 〈例〉難病の方（人工呼吸器装着等）

【名簿提供の流れ】



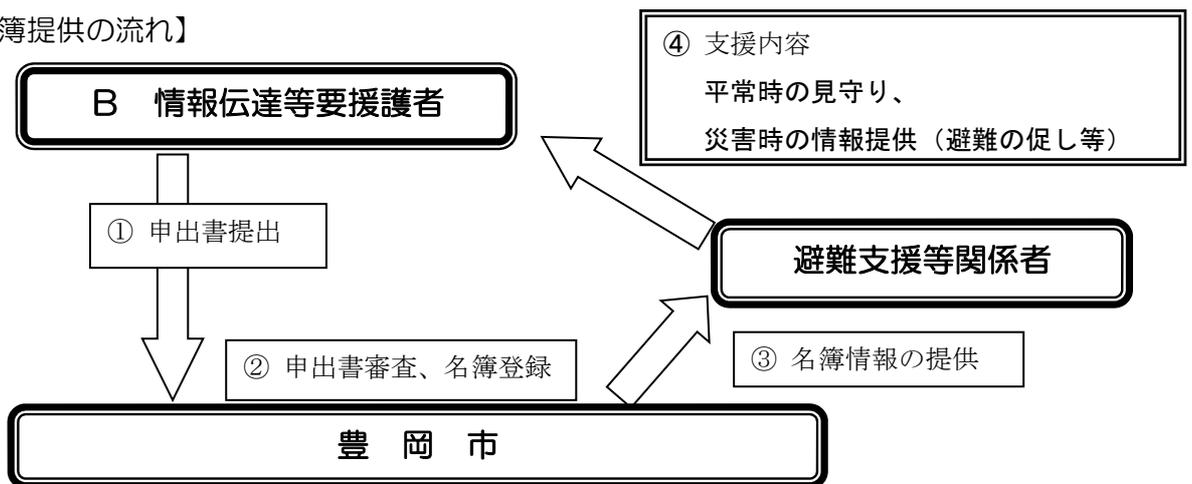
- ① 市は保有する情報から災害時要援護者名簿に登録を行います。
上記【対象者】のうち(5)に該当する方については、「申出書」の提出が必要です。
- ② 登録者に、名簿情報の提供について同意・不同意の意思確認を行います。
* 不同意の意思が明示されなかったときは、同意を得ていると取扱います。
- ③ 登録者は「同意兼不同意書」を市に提出します。
- ④ ③で同意された方の名簿情報を、避難支援等関係者（要援護者の避難支援等の実施に携わる方）に提供します。
- ⑤ 避難支援等関係者は、提供された名簿情報をもとに支援活動を行います。

B 情報伝達等要援護者

災害時等における情報提供（避難の促し等）の支援を希望する方で、次の(1)～(6)のいずれかに該当する方

- (1) 要介護3～5の方
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級の方
- (3) 療育手帳A判定の方
- (4) 精神保健福祉手帳1級の方
- (5) 65歳以上の方だけの世帯の方
- (6) 市長が特に必要と認める方

【名簿提供の流れ】



- ① 情報伝達等要援護者に該当し登録を希望する方（代理人含む）は、「申出書」を市に提出します。
- ② 市は「申出書」を審査し、名簿に登録します。
- ③ 名簿情報を、避難支援等関係者に提供します。
- ④ 避難支援等関係者は、提供された名簿情報をもとに災害時等における情報提供（避難の促し等）を行います。

※ 災害の規模や避難支援者等関係者の状況により、避難支援等が受けられない場合があります。

※ 名簿に記載される情報は、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする理由等です。

◆ 避難支援等関係者

区（町内会）、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団その他の避難支援等の実施に携わる関係者

避難支援等関係者に責任がかかってくるのでは？

この制度は、地域での助け合いの精神に基づき、支援者の出来る範囲で支援を行っていただくもので、区（町内会）・自主防災組織等に義務づけられたものではありません。

登録申請に際しても、前提として「登録しているからといって必ず希望する支援が受けられるとは限らないこと。」「自分で出来る限りの備えをしておくこと。」について明記しています。

なお、市では、避難行動要援護者個別支援計画（いつ、誰が、誰を、どこへ避難させるかを定めた計画）の作成を推進しており、市にこの計画を提出された際には、避難支援に当たられる方について、保険料を市が負担してボランティア保険に加入していただいています。

※避難行動要援護者個別支援計画の作成手順と様式については、本マニュアル 18 ページに掲載しています。

2 地域での具体的な取組み

（1）災害時における避難支援体制構築のための取組み

市では、災害時における避難に関する情報を迅速かつ確実に伝達するため防災行政無線の戸別受信機を各家庭や区（町内会）の集会所へ無償貸与しています。また、防災行政無線以外の情報伝達手段として、とよおか防災ネット（登録制メール）、ひょうご防災ネットアプリ、防災情報 FAX（聴覚障害者等の希望者）、市ホームページ、市公式 LINE への即時掲載など情報伝達手段の多重化を図っています。

要援護者や避難支援等関係者が、市が発令する警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示等の避難情報を入手した際に、対象者をどのように安全に避難させるかについて平常時に体制を構築しておくことが最も重要です。

避難支援等関係者だけでなく、隣近所を含めた地域ぐるみの支援が行えるよう、地域の実情に合わせて、災害時における情報伝達体制、避難支援体制の拡充を図るための取組みを展開しましょう。

警戒レベル3 高齢者等避難とは？

災害発生危険性が高まった時に、市が発する避難に関する情報の1つです。この情報は避難指示より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものです。

- ① 自主防災組織への要援護者支援担当（班）の設置
- 自主防災組織に要援護者支援担当（班）を設置し、要援護者支援について平常時における個別支援計画の作成や災害時の避難支援体制などについて検討を進めましょう。



② 災害情報伝達体制の構築

- 要援護者や避難支援等関係者への迅速・確実な情報伝達・避難支援が行えるように、あらかじめ定めた個別支援計画に基づき支援者への情報提供方法や支援者間の情報連携方法を確立するとともに、確実な要援護者の避難支援体制を構築することが重要です。

個別支援計画作成にあたり緊急度の順位付けを行いましょう

個別支援計画については緊急度の順位付けを行い、順位の高い方から取組んでください。

【緊急度の高い方の例】

- ① 防災マップ上、危険な場所に居住する者 ※特に優先的に作成すべき
- ② 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ③ 独居等の居住実態（近くに頼れる家族・親戚等がない等）

③ 避難誘導・援助体制の構築

- ・ 災害時の緊急連絡先、緊急避難先、避難援助方法等の相談
- ・ 避難行動要援護者個別支援計画の作成
- 避難支援者（手助けする人）の選定及び避難のタイミング、避難ルート等の検討。要援護者とともに避難する際の支援を円滑に行うために個々の要援護者、特に避難行動要援護者の個別支援計画を事前に決めておきましょう。

ポイント

☆家族や近くに住む親戚宅などに事前避難できないか
（事前に迎えに来てもらう）

☆ふだん利用している福祉、介護サービスを利用できないか

☆誰が、誰を、どこに、どのタイミングで避難させるか

☆計画で定めた避難先までの危険箇所の確認

☆避難具・用具は必要か（担架・車いす等）

☆必要最小限の生活用具は何か必要か（眼鏡、薬、補聴器等）

④ 災害時要援護者の状況把握や安否確認体制の整備

- ・ 避難支援者等による登録者の状況把握、安否確認
- 災害発生直後には、要援護者の状況把握や安否確認が必要です。状況把握や安否確認、その状況を集約する体制をあらかじめ決めておくことも有効です。

⑤ 要援護者支援を想定した防災訓練の実施

- 毎年8月の最終日曜日に市が行っている「市民総参加訓練」や区・自主防災組織が独自で取り込まれる防災訓練等の機会をとらえ、特に避難行動要援護者の避難支援方法の検討を行ったり、実際に車いすを使って計画で決めた避難先へ同行避難する訓練などを行うことが重要です。

⑥ 避難支援に必要な器具備品の整備

- 要援護者を支援するために、どのような器具や備品が必要かチェックしましょう。
- 「自主防災組織等資機材整備事業補助金制度」の活用もご検討ください。この制度は単独の区（町内会）自主防災組織のほか2017年4月からスタートした地域コミュニティ組織（複数区での申請）に対しても補助対象としており、実際に車いすや担架を購入され、訓練を実施されています。（問合せ先：市危機管理課）

(2) 平常時における地域及びご近所での見守り体制促進のための取組み

災害時における情報伝達、避難支援を迅速・円滑に行うためには、平常時からの要援護者に対する声かけや要援護者や要援護者の家族からの積極的なご近所への声かけや付き合いなど、コミュニティの醸成が重要です。地域及びご近所での見守り体制促進のための取組みを推進しましょう。

【取り組み例】～取り組めることから取り組みましょう。

① 自助の必要性についての意識啓発

- 災害は突然襲ってきます。大切なのは、それに備えてふだんから心構えと準備をしておいていただくことです。また、登録をされているからといって、地域での支援が必ずできるとは限りません。平常時から要援護者の方やご家族がご近所との付き合いを積極的にしていただくとともに、いざというときに自助（離れて暮らす親族等を含め）努力で命を守ることができるように考えておくことが大切です。

特に医療依存度の高い方や、地域の方の避難行動支援が必要な方は、いざという時に確実に安全を確保できるよう、安全と考えられる避難先をあらかじめ決めておくとともに、避難支援について協力を求めておくことが重要です。

～自らの安全確保のために～

- 行政区別防災マップによる災害リスクの確認と正しい避難方法の検討
- 最低限の家庭内備蓄（3日分）
食料、水、燃料、常備薬などの備蓄
- 非常用持ち出し品の用意
非常食品、携帯ラジオ、懐中電灯、貴重品、日用品、防災行政無線、スマホなど
- 我が家の安全点検
家具の転倒防止、落下物などの整理点検等



- 平常時から家族で、災害時にどう行動するかよく話し合ってもらうことが大切です。
まずは、家族（同居、別居問わず）・親族・知人など、いざというときに支援いただける人に対し、要援護者自らが災害時の援助をお願いしておくなど、自分や家族等で働きかけて自分の安全を守る努力が大切なことを理解いただく必要があります。



- ② 地域での日常的な見守りと声かけ運動の展開
 - 声かけ運動の展開
 - 困りごとの相談
- 声かけ運動や困りごとの相談等を通じて、日ごろから要援護者とコミュニケーションをとり、信頼関係を築いておくことが大切です。
- ③ ささえあいマップの作成
 - 戸数の多い区などでは、要援護者の所在を示すマップがあると有効で、すでにマップを作成している区も多くあります。
(個人情報に対する一定の配慮が必要ですが、要援護者本人の承諾を得ておけば難しい問題ではありません。)

3 個人情報保護への配慮

災害時要援護者名簿は、災害発生時の要援護者の生命の安全等を確保するための活動と、平常時の要援護者への声かけ活動等に使用するものであり、災害時の避難支援活動や平常時の声かけ活動等に全く関係しない人に対して情報を流すことは禁止されています。

(1) 名簿の配布

市から避難支援等関係者への災害時要援護者名簿の提供は紙媒体で行ないます。名簿は区分別（「避難行動要援護者」・「情報伝達等要援護者」）、行政区別に作成し、それぞれ該当地区の避難支援等関係者に配布します。

(2) 名簿の管理

- ① 要援護者に対する災害時や平常時における支援活動以外に名簿情報を使用することは禁止されています。（災害時は、要援護者本人の同意がなくても避難支援者等関係者、その他の者へ情報を提供することは可能）
- ② 名簿情報に記載された個人情報や支援上知り得た個人の秘密を、支援に直接関係しない者に漏らすことは禁止されています。支援をする役割を離れた後も同様です。
- ③ 名簿情報の保管は厳重に行ってください。また、名簿情報を地域の支援者のあいだで共有していただくことは必要ですが、支援に関係しない者にはその内容を知られないよう、適切に管理してください。
- ④ 差替え等により古くなった名簿情報は市社会福祉課または各振興局市民福祉課に返還してください。ただし、お手元で他人に漏れることがないよう処分可能な場合は、処分いただいても結構です。

4 災害時要援護者名簿の更新

名簿の更新は年2回を予定しています。

※なお登録、変更の申出は随時受け付けています。申出書は市社会福祉課または各振興局市民福祉課にあります。

5 その他

(1) とよおか防災ネット（登録制メール）への登録について

市内に風水害等による災害のおそれがあるときや災害が発生したときに「とよおか防災ネット」に登録していると、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示などの緊急情報が携帯電話へメール配信されます。

携帯メールですので、防災行政無線放送を聞き逃しても、屋外にいても、職場に防災行政無線が無くても、遠方で暮らす親族でもリアルタイムに防災情報入手することができます。

■メールによる緊急時配信内容

市が発する「警戒レベル3高齢者等避難」、「警戒レベル4避難指示」、避難所開設状況といった緊急を要する情報など。

■配信される情報メール

登録すると防災情報メールが携帯電話に配信されます。情報メールは3種類あり、受信を希望する情報メールを登録します。

○「緊急情報メール」

豊岡市から災害時等に緊急情報メールが配信されます。

《配信される情報の例》

避難指示等の避難に関する情報、道路情報等災害時に防災行政無線で送られる内容

○「豊岡市からのお知らせメール」

火災発生情報、行方不明者情報などが配信されます。

○「気象情報メール」

各種気象情報メールが配信されます。

《配信内容》

地震情報、津波注意報・警報、気象警報、土砂災害警戒情報、円山川及び出石川の氾濫危険水位到達の通知等

■登録方法

20 ページをご覧ください。

(2) 緊急速報メールによる災害情報等の発信について

市では、仕事や観光などで一時的に豊岡市に滞在する人や、市内を移動中の人に災害情報など緊急情報を伝達するために、「緊急速報メール」を運用しています。

「緊急速報メール」は、気象庁が配信する「緊急地震速報」、「大津波警報・津波警報」、市が配信する災害情報や避難指示等の避難情報などを対象エリアにいる方に配信するもので、登録する必要はありません。

「緊急速報メール」で送信する情報としては、上記のほか、弾道ミサイル情報等もあります。

なお、受信にあたっては、受信設定が必要な機種や、対応する機種が限られている場合がありますので、不明な点は契約されている携帯会社にご確認ください。

【参考】

- ・ 緊急速報メールの登録は無料です。
- ・ 緊急速報メールを受信すると専用の着信音と、ポップアップ表示などで通知されます。
- ・ 電源を切っているときや通話中は、緊急速報メールを受信できません。

通常メール送受信時やブラウザ利用時などの通信中であったり、サービスエリア内でも電波の届かない場所(トンネル、地下など)や電波状態の悪い場所では、緊急速報メールを受信できない場合があります。その場合、通知を再度受信することはできません。



(3) 聴覚障害者の方への防災情報FAXサービスについて

身体障害者手帳（聴覚障害）をお持ちで、豊岡市が行う防災行政無線などで放送が聴き取りにくい方に対し、災害時または、そのおそれがある時にその放送内容をFAXか電子メールでお知らせします。

※ご希望の方法による事前の登録が必要です。

■情報提供方法

防災行政無線により放送した原稿を、以下の方法で事前登録された方全員に一齐送信します。（FAXとメールの両方の登録可能）。

- ① FAXでの一齐送信（複数回線）
- ② パソコンメールへの送信
- ③ 携帯電話メールへの送信

（注意）メール受信できる文書量に限りがあるため、情報量が必要最低限になり、原稿を要約する時間による情報提供の遅れが発生します。

■申込み・問い合わせ

市社会福祉課障害福祉係 電 話 24-7033
FAX 24-4516

または

各振興局市民福祉課 24ページをご覧ください。

6 資料

○豊岡市災害時要援護者名簿に関する条例

平成29年12月28日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づく災害時要援護者に対する避難支援等を実施するための名簿の作成及び避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し必要な事項を定め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時要援護者 法第49条の10第1項に規定する災害時等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (2) 避難行動要援護者 災害時要援護者のうち、平常時における地域での見守り体制の整備並びに災害時等における情報提供、安否確認、避難誘導及び避難支援を要する者をいう。
- (3) 情報伝達等要援護者 災害時要援護者のうち、平常時における地域での見守り体制の整備並びに災害時等における情報提供及び安否確認を要する者をいう。
- (4) 避難支援等 避難の支援、安否の確認その他の災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (5) 災害時要援護者名簿 法第49条の10第1項に規定する避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- (6) 名簿情報 災害時要援護者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。
- (7) 避難支援等関係者 住民自治組織、自主防災組織、民生委員、児童委員、消防団その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。
- (8) 高齢者等 65歳以上の者、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）、知的障害者（兵庫県が発行する療育手帳（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所により交付される療育手帳をいう。）の交付を受けている者をいう。以下同じ。）、精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）及び要介護認定者（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者をいう。以下同じ。）をいう。

(避難行動要援護者の範囲)

第3条 避難行動要援護者の範囲は、高齢者等のみから成る世帯又は単身の世帯に属する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要介護認定者のうち、要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3から要介護5までのいずれかである者
- (2) 身体障害者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級である者
- (3) 知的障害者のうち、療育手帳に記載された障害の程度がAの判定である者
- (4) 精神障害者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害の程度が1級である者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、災害時等の避難行動に特別な配慮や支援を必要とする者のうち、支援を要するとして申出のあった者

(情報伝達等要援護者の範囲)

第4条 情報伝達等要援護者の範囲は、災害時等における情報提供等の支援を希望する者であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要介護認定者のうち、要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項に規定する要介護3から要介護5までのいずれかである者
- (2) 身体障害者のうち、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級である者
- (3) 知的障害者のうち、療育手帳に記載された障害の程度がAの判定である者
- (4) 精神障害者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める障害の程度が1級である者
- (5) 65歳以上の者のみから成る世帯に属する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(災害時要援護者名簿の作成)

第5条 市長は、災害時要援護者に対する避難支援等を円滑に行うことができる体制を整備するため、災害時要援護者名簿を作成するものとする。

(名簿情報の提供)

第6条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

- 2 前項の規定による名簿情報の提供は、本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、避難行動要援護者に係る名簿情報の提供にあつては、本人により不同意の意思が明示されなかつたときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。
- 3 市長は、災害時等において、災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第49条の11第3項の規定に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、災害時要援護者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる。

(名簿情報の取扱いに関する協定)

第7条 市長は、前条第1項の規定により名簿情報を提供しようとするときは、名簿情

報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

2 市長は、前項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、協定を締結した避難支援等関係者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第8条 第6条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(以下「名簿情報の提供を受けた者」という。)は、提供を受けた名簿情報の漏えい防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第9条 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、名簿情報を自ら利用し、又は名簿情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

(秘密保持義務)

第10条 名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、名簿情報に係る災害時要援護者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



災害時要援護者登録制度に関するQ & A

2025.03 版

災害が起こった時には、自らの身は自らが守る「自助」が基本になります
が、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の取り組みも非常に重要です。

災害時要援護者登録制度に基づき、平素から地域において災害時要援護者の
支援を進めるにあたり、制度全体に関することや対象者の情報をどのように管
理・活用すればよいのか、また、個人情報の取り扱いにはどのような配慮が必
要か、といった具体的な疑問に対してご説明します。

1. 制度全体に関すること

Q：「災害時要援護者」（避難行動要援護者）とは？

A：市では「高齢者」や「障害のある方」で、災害時等に何らかの支援が必要な
方を「災害時要援護者」と呼んでいます。

その中でも特に、見守りのほか情報提供、避難行動において地域の方などの
支援が必要な方を「避難行動要援護者」、見守り、情報提供を要する方を「情
報伝達等要援護者」と定義しています。

Q：「避難行動要援護者」個別支援計画とはなんですか？

A：「避難行動要援護者」は、自力では避難することが困難なことから、予め「い
つ、誰が（避難支援等関係者）、誰を（避難行動要援護者）、どこへ（避難先・
安全が確保できる場所）」避難させるのかを定めておくものです。

複数の避難支援等関係者を予め定めておき、可能な範囲で避難の手助けや安
否確認をお願いするものです。

Q：「災害時要援護者」への支援は義務づけられているのでしょうか？

A：この制度は、地域での助け合いの精神に基づき、避難支援等関係者の出来る
範囲で支援を行っていただくもので、区（町内会）・自主防災組織に義務づけ
られたものではありません。

登録申請に際しても、「登録しているからといって必ず希望する支援が受け
られるとは限らないこと。」「普段から自分の身は自分やその家族などで守ると
いった自助の意識のもと、自分で出来る限りの備えをしておくこと。」への理
解をお願いしています。

なお、市では、2017年から各区の「避難行動要援護者個別支援計画」の作成
促進と避難支援等関係者の心理的な負担を少しでも軽減することを目的に、保
険料を市が負担してボランティア保険に加入しています。

Q：自分のことは家族など自己責任で守るべきだと思いますが？

A：まずは自助（家族や親せきも含め）が基本となりますが、自助だけでは解決できないことへの対応策として、災害時に地域で支援する体制（共助）が必要となります。

災害時の支援については、責任を伴うものではなく、お互い善意による助け合いであることを理解した上で進める必要があります。

2. 「災害時要援護者名簿」（以下、名簿）の管理方法に関すること

Q：名簿は、どの範囲の人に見せて良いのですか？

A：「災害時要援護者」の方からは、『区（町内会）・自主防災組織の役員』、『消防団』、『民生委員・児童委員』、『その他の避難支援活動に従事する方』に個人情報を提供することの同意を得ています。

Q：名簿の管理は、どのようにしたら良いのですか？

A：名簿は、区長（町内会長）が情報の漏えいに十分注意して管理して下さい。避難支援に関わる目的以外で使用すること、他人に情報を漏らすことは、禁止されています。

また、名簿情報の提供は、実際に対象者の避難支援にあたるのが想定される支援者に限定し、必要以上の名簿情報の複製をしないようお願いします。

実際に避難の支援をする想定のない方がコピー等を入手したり、対象者の個人情報に関係のない人へ渡ってしまうことがないように、支援者を決めた後、避難支援等関係者のみ共有するようにして下さい。

実際に支援活動に従事する方（隣保長、隣近所の方等）への情報共有については、要援護者の情報があれば支援が可能のため、名簿を複写するのではなく、閲覧や情報共有のみに留めてください。

Q：名簿の情報が漏えいした時は、罰せられるのでしょうか？

A：名簿作成の元となる法律には、罰則は設けられていませんが、民事上の損害賠償訴訟が起こされた場合には、守秘義務違反の責任を問われることがありますので、名簿の管理は厳格に行ってください。

3. 地域の役割に関すること

Q：名簿に記載された方以外の支援は必要ないのでしょうか？

A：名簿は、個人情報の提供に同意された方を区（町内会）や自主防災組織にお知らせをするもので、同意されていない方は記載されていません。

しかし、名簿に記載されていなくても、支援が必要になる場合も考えられます。例えば、昼間だけ独居となる高齢者の方を支援の対象にするかどうかなど、地域の実情に併せて検討する必要があります。

自主防災組織によっては、名簿に加え、名簿に記載されていない方についても、独自の要援護者名簿により個別支援計画を作成されているケースもあります。

Q：支援者は、どの程度の責任を負わなければならないのですか？

A：「避難支援者」になったからといって、災害時の支援について責任を伴うものではありません。

災害時には自分や家族が被災したり、その他の事情で避難行動要援護者の避難支援が行えないということもあります。まずは、自分の安全を確保してから、できる範囲内での支援をお願いするものです。前述の通り、お互い、善意による助け合いであることを理解した上で進める必要があります。

Q：支援者は、どのようなことをすれば良いのですか？

A：＜平常時には＞

- ①避難行動要援護者への声かけ・見守りをお願いします。
- ②防災情報がメールで配信される「とよおか防災ネット(登録制メール)」もしくは「ひょうご防災ネット(スマートフォンアプリ)」の登録をお願いします。(裏面に二次元バーコードによる登録方法を掲載しています)
- ③避難行動要援護者宅から予め個別支援計画で決めた避難先までの安全な経路の確認をお願いします。
- ④市や自主防災組織が行う防災訓練(市では、毎年8月の最終日曜日を統一訓練日に指定しています)における安否確認訓練などへの積極的な参加をお願いします。

＜台風の接近の際には＞

①気象情報の入手

避難行動要援護者を支援する可能性があることを念頭に、テレビ、災害関連のホームページ(市ホームページのほか、雨量・河川水位や土砂災害危険度などの情報)、防災行政無線など可能な手段により市に関する気象情報等を入手し、災害時の避難支援に備えて下さい。

②『自主避難所』が開設されたら

夜間に避難情報が発令される可能性がある場合に、市では地区コミュニティセンターなど小学校区あたり1～2施設を自主避難所として開設します。夜間の避難支援に不安があれば、避難行動要援護者の避難支援をお願いします。

自主避難所の開設は、防災行政無線、とよおか防災ネット(登録制メール)、ひょうご防災ネット(スマートフォンアプリ)、防災情報FAX(登録制FAX)でお知らせします。

③『警戒レベル3高齢者等避難』が発令されたら、災害のおそれのある地域の指定緊急避難場所が開設されます。予め決められた避難行動要援護者個別支援計画に基づき、避難行動要援護者の避難支援をお願いします。

ただし、避難誘導のタイミングは家の前の道路が冠水するまでの早い段階ま

です。このタイミングを失するとご自分の命まで危険にさらしますので、このことを踏まえて早目早目の避難支援をお願いします。

※避難行動要援護者の支援は、②③までです。

- ④『警戒レベル4 避難指示』が発令されたら、ご自身やご家族の避難行動を行います。
- ⑤『警戒レベル5 緊急安全確保』が発令されたら、命を守る行動をとってください。屋外へ出ることは危険ですので、直ちにご自宅の最上階などへ避難して下さい。屋外にいる方は、すぐに最寄りの建物の2階以上に緊急退避をお願いします。

<地震の際には>

- ①まず、ご自身とご家族の安全を確保した上で、避難行動要援護者の安否確認をお願いします。

津波警報が発令があった場合には、避難の呼び掛けや可能な範囲での避難支援をお願いします。(津波は最短10分で海岸に到達します)

- ②安否確認の結果を区長(町内会長)へお知らせください。

「とよおか防災ネット(登録制メール)」の登録方法

- 災害時に市が行う防災行政無線放送と同じ内容がメールで届きます。

登録をすると市からの防災情報や火災情報(地図情報付き)、行方不明の方の捜索情報が届きます。

- 二次元バーコードを読み取り、空メールを送信してください。



「ひょうご防災ネット(スマートフォンアプリ)」のダウンロード方法

- スマートフォンアプリをダウンロードし、地域に「豊岡市」を設定することで「とよおか防災ネット」と同様の内容がプッシュ通知されます。

- (Android用ダウンロードページ)



- (iPhone用ダウンロードページ)



【問合せ先】

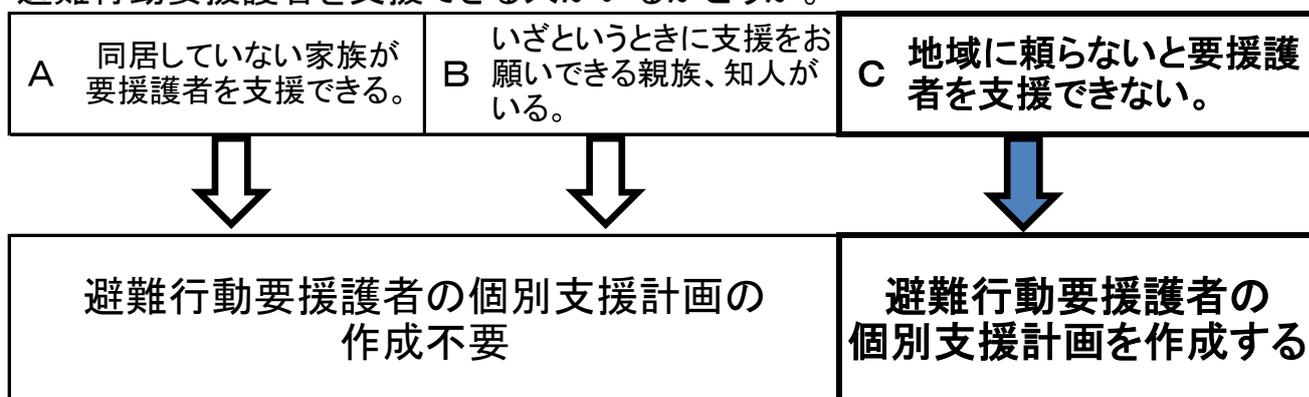
豊岡市社会福祉課 TEL0796-24-5504

豊岡市危機管理課 TEL0796-23-1111(代)

地域における「避難行動要援護者個別支援計画」作成手順

災害時要援護者名簿(ピンク色の紙)に記載されている「避難行動要援護者」の状況を確認してください。

避難行動要援護者を支援できる人がいるかどうか。



注1 AまたはBにより個別支援計画の作成が不要となった方にはその旨お知らせください。また、家族、親族等には支援をしていただくことを確認してください。

注2 Aの同居していない家族が、すぐに支援できない場合であっても、家族が責任を持って、事前に知人などお近くの方にいざというときの支援を依頼することを確認してください。

注3 避難行動要援護者名簿(ピンク色)に登録されていない方で、支援が必要な方についても、この機会に取組みをお願いします。

避難行動要援護者の個別支援計画(例)

避難支援等関係者一人では支援が困難な場合は、複数の避難支援等関係者を選びます。

※支援方法の検討も必要です。

いつ	誰が(支援者)			親族	誰を(避難行動要援護者)	どこへ(避難先)	
(記入例) 自主避難所の開設、警戒レベル3高齢者等避難の発令 など	Aさん	〇〇町〇〇番地	電話番号	<input checked="" type="checkbox"/>	Dさん	電話番号	(例) 指定緊急避難場所
	Bさん	〇〇町〇〇番地	電話番号	<input type="checkbox"/>			(例) Aさんの自宅
	Cさん	〇〇町〇〇番地	電話番号	<input type="checkbox"/>			(例) Dさん宅の2階

ご不明な点については、社会福祉課又は危機管理課へお問い合わせください。

市社会福祉課 電話24-5504

市危機管理課 電話23-1111

避難行動要援護者個別支援計画

【 区・町 】

いつ	誰が（支援者）			親族	誰を（避難行動要援護者）		どこへ（避難先）
（記入例） 自主避難所の開設、 警戒レベル3 高齢者等 避難の発令 など	Aさん	〇〇町〇〇番地	電話番号	<input checked="" type="checkbox"/>	Dさん	電話番号	（例）指定緊急避難場所
	Bさん	〇〇町〇〇番地	電話番号	<input type="checkbox"/>			（例）Aさんの自宅
	Cさん	〇〇町〇〇番地	電話番号	<input type="checkbox"/>			（例）Dさん宅の2階

No.	いつ	誰が（支援者）			親族	誰を（避難行動要援護者）		どこへ（避難先）
		名前	住所（番地まで）	電話番号		名前	電話番号	
1	<input type="checkbox"/> 自主避難所の開設 <input type="checkbox"/> 警戒レベル3 高齢者 等避難の発令 <input type="checkbox"/> その他 （ ）				<input type="checkbox"/>			
					<input type="checkbox"/>			
					<input type="checkbox"/>			
2	<input type="checkbox"/> 自主避難所の開設 <input type="checkbox"/> 警戒レベル3 高齢者 等避難の発令 <input type="checkbox"/> その他 （ ）				<input type="checkbox"/>			
					<input type="checkbox"/>			
					<input type="checkbox"/>			
3	<input type="checkbox"/> 自主避難所の開設 <input type="checkbox"/> 警戒レベル3 高齢者 等避難の発令 <input type="checkbox"/> その他 （ ）				<input type="checkbox"/>			
					<input type="checkbox"/>			
					<input type="checkbox"/>			
4	<input type="checkbox"/> 自主避難所の開設 <input type="checkbox"/> 警戒レベル3 高齢者 等避難の発令 <input type="checkbox"/> その他 （ ）				<input type="checkbox"/>			
					<input type="checkbox"/>			
					<input type="checkbox"/>			
5	<input type="checkbox"/> 自主避難所の開設 <input type="checkbox"/> 警戒レベル3 高齢者 等避難の発令 <input type="checkbox"/> その他 （ ）				<input type="checkbox"/>			
					<input type="checkbox"/>			
					<input type="checkbox"/>			



ぜひ登録して下さい！

『とよおか防災ネット』

『とよおか防災ネット』に登録すると、

「緊急情報メール」、「お知らせメール」、「気象情報メール」
などを受信できます。

こんなときに
役立つ！

- ・防災行政無線放送を聞き逃してしまった・・・
- ・屋外にいて放送が聞けなかった・・・
- ・職場に戸別受信機が無く、放送が聞けない・・・



「とよおか防災ネット」
に登録しておくで・・・

放送内容を
登録したメールアドレスに配信します。

○「緊急情報メール」

豊岡市から災害時等に緊急情報メールが配信されます。

《配信する情報の例》

避難情報、道路情報等災害時に防災行政無線で放送する内容

○「お知らせメール」

豊岡市からお知らせメール（※）が配信されます。

○「気象情報メール」

各種気象情報メールが配信されます。

【配信内容】

- ・兵庫県全域の地震情報（震度4以上）
- ・兵庫県北部の津波注意報及び警報
- ・豊岡市の気象警報及び土砂災害警戒情報
- ・兵庫県の竜巻注意情報
- ・円山川及び出石川の河川洪水予報

この他にも、国民保護情報
なども入手できます。

※メールの受信・サイト閲覧には、
各携帯会社通信料がかかります。

※「火災メール（消防団に出動を要請する火災に限る）」及び「行方不明者の搜索情報メール」を
「お知らせメール登録者」に配信します。

【問合せ先】

豊岡市 危機管理部 危機管理課 TEL 23-1111

最初に

toyooka@bosai.net宛てに空メールを送信してください。
または右記QRコードを読み取り、空メールを送信してください。

QRコード



次に

空メールを送ると、まもなく返信メールが届きます。(※1)
メール本文内にある「利用規約(必読)」を必ず読んでいただき、
同意されましたら「利用規約に同意して登録する」を選択してください。

空メール

From ***@****.***
To toyooka@bosai.net
件名

【件名】と【本文】欄は
空欄のまま、
toyooka@bosai.net
にメール送信をすると

1

(※1)空メールを送ったのに返信メールが届かない！

以下の原因が考えられます！

- ※PCからのメールを拒否していませんか？
- ※URL付きのメールを拒否していませんか？
- ※メールの指定受信をされていませんか？

設定の変更についてはご利用の携帯電話会社へ
お問い合わせください。

※「火災情報」や「行方不明者情報」は「お知らせメール登録者」に
配信されます。

返信メール

From info@bosai.net
To ***@****.***
件名 【仮登録】情報メール受信

このようなメールが届きます！

2

完了！

下記URLよりかんたん登録の手続きをお願いします。
※このURLの有効期限は7日間
です。7日以内に手続きを完了
してください。

※情報メールの受信をご利用
される前に必ず利用規約をお読
み下さい。

利用規約(必読)
http://bosai.net/****

■利用規約に同意して登録する
http://bosai.net/****

まず、利用規約を
必ず読んでいただいて
から...

3

同意されましたら、
こちらのURLを選択し、
登録完了画面にお進み
ください！

4

登録完了画面

豊岡市
◆登録内容の確認◆
以下のとおり登録されました。
■緊急情報メール
・豊岡市
■お知らせメール
・豊岡市
■国民保護情報メール
・豊岡市
■気象情報メール
◆地震情報◆
・兵庫県全域
◆津波注意報・警報◆
・兵庫県北部
◆気象・土砂災害警戒情報◆
・豊岡市
◆河川洪水予報◆
・円山川
・出石川
◆竜巻注意情報◆
(受信しない)
[変更・解除する](#)

この画面が表示されれば
登録は完了です！

5

豊岡市からの防災情報や、気象情報をぜひご活用ください！



ひょうご防災ネット

スマートフォンアプリ版登場！

「ひょうご防災ネット」は兵庫県および兵庫県内の市・町から「避難に関する情報」などの緊急情報や、地震、津波、気象警報などの防災に関する様々な情報を利用者の方々に提供するサービスです。

いつ発生するかわからない災害に備え、ぜひダウンロードしてください！！

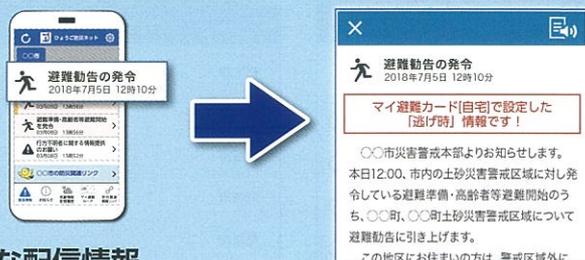
主な機能

いざという時に備え 「マイ避難カード」を作成



いざというときに、速やかに避難行動がとれるように、学びながら自身で考えた避難行動に移るタイミング(逃げ時)や避難場所をアプリ内「カード」に保存できます。また、保存した逃げ時に関する情報をプッシュ通知で受け取ると「マイ避難カード」を表示します。

避難に関する情報や各種気象 情報などをプッシュ通知！



主な配信情報

- 兵庫県・市・町からの緊急情報 ●避難関連情報 ●避難所関連情報
- 国民保護に関する情報 ●その他緊急度の高い情報
- 兵庫県・市・町からのお知らせ情報 ●地震情報
- 津波注意報・警報 ●気象警報・特別警報 ●記録的短時間大雨情報
- 土砂災害警戒情報 ●河川洪水予報 ●竜巻注意情報

避難場所を地図で検索



(※) 避難場所マップは外部サイトです。

1 2 外国語対応

日本語で配信された緊急情報を自動翻訳して表示します。

1 2 言語

- 中国語(簡体字・繁体字) ●英語 ●フランス語 ●ドイツ語
- インドネシア語 ●イタリア語 ●韓国語 ●ポルトガル語
- スペイン語 ●タイ語 ●ベトナム語

音声読み上げ

スマートフォンの音声読み上げ機能を使い、配信した情報を読み上げることができます。

防災情報リンク集

災害時に役立つと思われる、色々な防災情報のリンク集です。

3ヶ所の市・町の登録が可能

自宅や職場の地域が異なる場合でも安心です。さらに、現在地連動を設定すれば、今いる場所に関する情報も受信ができます。

現在地

●市

■市

▲町

ご利用方法

まずは、アプリをダウンロードしましょう！

無料!!

QRコードを読み取ってダウンロードしてください。

または、[App Store][Google Play]で「ひょうご防災」を検索してください。

ひょうご防災

検索

Android



iOS



※ウェブ版の「ひょうご防災ネット」をご利用の方にはメールでもアプリを案内します。

次に、アプリを起動し、初期設定をしましょう！

簡単!!



「マイ避難カード」を活用しましょう！

学びながら、4ステップでマイ避難カードを作成できます。いざという時の避難の行動に役立てましょう！



利用上 の注意

アプリの利用料は無料ですが、所定のパケット通信が発生するため、通信会社の契約状況によってはパケット通信料が発生します。

操作に関するお問い合わせについては… ひょうご防災ネットサポートセンター

【Eメール】 support@bosai.net

発行：兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課

【電話】 078-362-9811

【FAX】 078-362-9911

【Eメール】 23sitai@pref.hyogo.lg.jp

このマニュアルは、災害時要援護者避難支援にかかる地域での支援方法の参考として作成したものです。

地域の実情にあった要援護者支援の方法を皆さんでご検討いただき、「支援を必要とする方」と「支援をするなかま」が日頃からの話し合いを通じて、お互いの立場を良く理解したうえで、体制づくりをしていただけたら幸いです。



健康福祉部社会福祉課	電話	24-5504	FAX	24-4516
城崎振興局市民福祉課	電話	21-9066	FAX	32-0007
竹野振興局市民福祉課	電話	21-9074	FAX	47-1850
日高振興局市民福祉課	電話	21-9055	FAX	42-1120
出石振興局市民福祉課	電話	21-9027	FAX	52-3610
但東振興局市民福祉課	電話	21-9033	FAX	54-1005
危機管理部危機管理課	電話	23-1111	FAX	24-5932